

官民競争入札等監理委員会
第6回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第6回官民競争入札等監理委員会

議事次第

日時：平成18年8月9日（水）16:00～17:45

場所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開 会
2. 厚生労働省ヒアリング
3. 「公共サービス改革基本方針」の案について
4. コスト計算ガイドラインの案について
5. その他
6. 閉 会

<出席者>

（委員）

落合委員長、逢見委員、小幡委員、樫谷委員、小林委員、田島委員、森委員

（厚生労働省）

鈴木直和職業安定局長、生田正之職業安定局総務課長、水野知親職業安定局首席職業指導官

（事務局）

永谷内閣審議官、河官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、栗原参事官、徳山企画官、堀内企画官

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第6回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、斉藤委員、寺田委員、本田委員、増田委員、吉野委員が御都合のために欠席です。

最初にハローワーク関連事業につきまして、厚生労働省からヒアリングを実施します。続きまして、基本方針の案について御確認をいただきます。更に、コスト計算ガイドラインについて御議論いただくという次第になっております。

それでは、まず、厚生労働省からのヒアリングを開始したいと思いますので、よろしくお願い致します。

(厚生労働省職業安定局関係者入室)

落合委員長 それでは、厚生労働省職業安定局からハローワーク関連業務についてお伺いをしたいと思います。

まず、最初に厚生労働省職業安定局の生田総務課長から10分程度で各事業の内容等について御説明をお願いいたします。

生田厚生労働省職業安定局総務課長 最初に、前回私どもからハローワーク関連事業について御説明いたしました際に、事業の選定の考え方ですとか、経緯ですとか、あるいは我々の意欲につきまして、十分意を尽くした説明をいたしておりませんで、本当に申し訳ございませんでした。本日は、このような機会を与えていただきありがとうございます。

私の方からは、お手元の資料1～5を使いまして4点申し上げたいと思っております。

1点目は、ハローワークの業務の概要でございます。

2点目は、選定されている三つの事業についての選定の内容、趣旨でございます。

3点目は、三つの事業についての評価の方法についての考え方。

4点目は、今回の「市場化テスト」について私どもが考えていますスケジュールでございます。

まず、資料1ですが、ハローワーク業務の概要でございます。

ハローワークは、全国に591ございまして、そこに書いていますように、職業紹介、雇用保険・雇用対策の三つの業務を一体的に処理しております。

下のところにハローワーク紹介業務の実績が書いてございますが、新規求職者676万人、就職件数214万件です。

就職経路が右側に書いてありますけれども、ハローワークの割合は20%となっております。

これにつきましては、従来から大体このぐらいの比率でございまして、それ以外に多いのが広告とか縁故といったものでございます。

その他の中で比重が高いのが学校でございます。私どもはもともとハローワークで全部やろうとは思っておりませんで、税あるいは保険料といった財源で仕事をさせていただいている以上、自分で仕事を見つけることができる方については、自分で探していただくこと

でいいんじゃないかということで、広告なり縁故なりといった方法で就職される方は、私どもの対象としてはそもそも考えていないということでございます。

その上で、民間紹介事業者の割合ということで 1.6 %と書いてございますが、現在、民間の紹介事業者の方は相当数も増えてきておりますけれども、現在は 1.6 %程度の比率でございます。

職業紹介の対象といたしまして、ハローワークの方は大量の失業者を短期間で就職させるという役割を果たしております、その中には障害者だとか高齢者の方がいらっしゃるということでございます。

民間の紹介事業者は、主に在職者の方を紹介しておられまして、専門的、技術的な職業分野が中心でございます。

収入源は求人手数料といいまして、求人企業の方から年収の 20 ~ 30% の手数料を一人当たり受け取るということで事業を運営されております。

ですから、1人あたり 1,000 万ぐらいの年収ですと、200 ~ 300 万の収入で就職あっせんをするというやり方をしています。

ハローワークの三つを一体的にやるやり方でございますけれども、重要とさせていただきますのが、まず、職業紹介と雇用保険とのセットでございます。

憲法の 27 条で勤労権の保障をいたしております。勤労権の保障は、国民の方が失業されたときに無料で職業紹介が全国ネットワークで受けられるということですが、仮に仕事が見つからないときに、一定の金銭給付をして就職活動を援助するというのが 27 条の考え方でございます。

ですから、雇用保険は仕事を辞めたら出るわけではなくて、仕事を探して仕事が見つからなかった人に出すということでございますので、雇用保険の失業の認定をきっちりやるということ自体が非常に重要でございます。

最近国民負担の問題もございますので、雇用保険の財源にも限りがございますから、そもそも対象にならない人にお金が出る事態は避ける必要があるということで、失業認定をやる際には職業紹介とセットで、要するに失業の認定の過程で仕事を探しているということが疑わしいような人については、職業紹介を打って、そのときの態度を見ながら、場合によっては給付しない仕組みがあること自体が重要だと考えてございます。

昔、イギリス政府が効率的にやるために両方を分ける決断をしたんですが、ところが濫給批判が起きたものですから、サッチャー政権の時代に統合したという経緯もございます。

そのときには、雇用情勢も制度も変わらないのに受給者が 90 万から 60 万に減ったということもございまして、こういった役割、仕事の仕方自体は非常に重要ではないかと思っております。

それから、雇用対策と職業紹介のセットにつきましては、例えば障害者雇用率の達成指導を考えました場合に、民間企業に 1.8 % という障害者雇用率を課しておるわけですが、単純に 1.8 % を達成しろと指導してもうまくいかないものですから、実際にその企

業に合った障害者の方を御紹介して、この方を雇えば障害者雇用率が達成できるという形で、セットで障害者の雇用をお願いするという仕事の仕方をいたしております。こういった仕事の仕方も重要だと思っております。

こういった三位一体の仕事の仕方につきましては、OECDの雇用戦略で、1994年にとりまとめをされ、今年の6月ですけれども改定されまして、引き続き三位一体の業務運営が重要だと言われていまして、先進諸国は大体このやり方を取っているということでございます。

資料2でございます。今回の3事業の内容、選定の趣旨でございます。

今回、キャリア交流プラザ事業、それから次のページでございます人材銀行、それから求人開拓の三つの事業を選定させていただいております。

これらの事業につきましては、先ほど申し上げました三位一体の要請から問題が起きないような業務でございますとともに、説明は省略いたしますが、資料4に付けてございますILO88号条約を日本が批准しております。

これは、西欧先進国を中心に84か国が批准している条約でございますが、その条約に違反しないということもございまして、そういうものの中で最大限「市場化テスト」にかけられるものはないかということで選び出したものでございます。

これ以外に、民間委託をしている事業もたくさんございます。例えば離職者訓練というのがあるんですけれども、こういったものにつきましては、今、20万人中の14万人ぐらいが民間委託なんですけれども、そういう形で委託を試みたり、あるいは失業保険の受給者に対しまして、履歴書の書き方だとか、あるいは職務経歴書の書き方とかを教えるセミナーだとか、そういったものを民間委託いたしております。

あと、長期失業者が多い13都道府県につきましては、長期失業者の就職支援策を行っているんですが、そういったものを委託を試みたり、あるいはジョブカフェといたしまして、若者の就職支援の窓口がございまして、それについては都道府県にお願いいたしまして、都道府県が民間委託するというやり方で仕事をしていただいております。

今回のキャリア交流プラザにつきましては、今、モデル事業で既に実施しているものでございますが、中高年ホワイトカラーを中心に、セミナー、ガイダンス、経験交流、キャリア・コンサルティングといったものをやる事業でございまして、全国に15か所、ハローワークの一機関として設置してございますが、そのうちの5か所を、今、モデル事業として実施しております。本番事業では、8か所を対象にしようという考え方でございます。

次のページの人材銀行事業でございますが、これにつきましては、40歳以上の管理職、専門・技術職等の方に特化した自己完結型の職業紹介を行うというものでございます。

これは、東京でしたら東京人材銀行で得た求人、求職をマッチングさせるという考え方で自己完結型と書いてございます。

こういうハローワークは、全国12か所ございますけれども、そのうちの3か所を来年の4月から対象にするという考え方でございます。

次の求人開拓事業でございますが、これにつきましては、専門の施設があるわけではなく、雇用失業情勢が悪いハローワーク、具体的には有効求人倍率が 0.6 以下のハローワークで、求人開拓推進員という非常勤の職員の方を雇って求人開拓をしていただいているんですけれども、その部分を完全に民間に委託するという考え方でお願いするものでございます。

来年からは、一番下に書いてございますように、11 地域のうちの 5 地域が対象になるというものでございます。

続きまして資料 3 でございますが、今回の私どもの事業につきまして、事業の実績評価を行う手法を取っておりまして、それが規制改革・民間開放推進会議の 2 次答申です。2 次答申の表現は、そのまま規制改革推進 3 か年計画の表現になってございますけれども、その中に盛り込まれてございます。

例として人材銀行を申し上げますけれども、人材銀行は 1 ページ目のアの（ア）の中にございます。

（ア）の 3 行目に書いてございますように、全国に 12 か所ございますが、そのうちの 3 か所について「市場化テスト」を本格的に導入すると書いてございます。

2 段落飛ばしていただきまして、最後の段落のところですが「民間事業者が落札した場合には、民間事業者による運営事業（サービスの質や効率性等）を官が直轄で実施する他の『人材銀行』事業と比較しつつ、『人材銀行』の職業紹介事業に関する市場化テストの本格的導入の拡大を更に検討する」ということで整理されてございます。

こういう考え方に至りました経緯は、私どもの方で、キャリア交流プラザなり、あるいは求人開拓事業につきましてモデル事業を実施しておりますけれども、その入札の過程で提示される企画書がございますが、その企画書の作り方がうまい、下手で割と評価が左右されてします。

これは、専門家の方に集まっていただいて、第三者機関をつくって評価していただいているんですが、その中でもなかなか厳しいものがあるということで、結局結果をきちんと判断して、例えば就職件数ですとか、就職率ですとか、あるいは就職後の定着状況ですとか、あるいは利用者の満足度だとか、それプラス、コスト、現実にかかったものを比較しつつ、民がよければ民の方に仕事を任していくというやり方がいいのではないかとということで、その過程で官の方も民がやる場合にはこうなるので、官の方も頑張らないといけないということでコストは当然下げますし、サービスについても向上させないといけないということで競い合う中で官の実施方法についても効率化できるのではないかと考え方でこういうことになったところでございます。

一番最後の資料 5 でございます。

「平成 19 年 4 月の事業開始に向けてのスケジュール（案）」ということでございます。私どもの事業は来年 4 月にスタートということで、失敗は許されないのではないかとということで、「市場化テスト法」の趣旨に沿うようにサービスの質の向上なり効率的実施を

きちんとやっていこうということで日程をセットいたしております。

最短のスケジュールでこんな感じではないかとセットしてございますが、まず、9月の初めに基本方針を設定していただいた後、ほぼ同時に実施要項原案を監理委員会の方にお示しする形かと思っております。

その上で、議論の期間を1か月程度取っていただいて、公表した後、民間からの意見を受け付ける。民間に対して回答する。その上で監理委員会の議論をいただいて、実施要項を確定・公表、入札公告をする。入札公告をして40日間に説明会をセットした上で入札を全部受け付けて、提案書の受け付けが1月の初めです。そこから提案書の評価をいたしまして、この評価につきましては、私どもの方で第三者機関で評価委員会をつくってございまして、そういうところの御意見も伺って評価するということで、その上で落札者の決定が2月の初めです。落札者が決定した後、具体的な細々とした契約をきちんと整理しないといけませんので、そういう契約の整理をした後、事業開始について業者の方の御意見を伺うと、絶対に1か月以上はほしいということをおっしゃいます。

特に人材銀行事業というのがスケールの大きな事業でございまして、引き継いだ後、レイアウトの変更も含めて準備に相当時間がかかるのではないかと思っておりますので、絶対に1か月以上は要るのではないかと思っておりますが、こういった期間を置いた上で、4月1日の事業開始に間に合うのではないかとということで、日程を想定してございます。

落合委員長 それでは、職業安定局の鈴木局長、お願いいたします。

鈴木厚生労働省職業安定局長 ハローワークの事業の概要を、今、担当課長から御説明申し上げました。それを踏まえて、課長からも若干申し上げてはありますが、私ども民間競争入札によって民間事業者に今回の対象のところはやっていただきたいと思いますと思っております。

それは、今回の「市場化テスト」の目的というのが、最終的には、やはり国民に提供するサービスの質の向上が最大の目的であると考えております。

そういう点で考えますと、企画書の中身と入札金額で官民が競争してというよりは、先ほど規制改革・民間開放推進会議のペーパーにありましたように、実際にやった結果を厳密に比較してどうなのかということが、今後のサービスの質の向上に一番いいんだろうと考えております。

規制改革・民間開放推進3か年計画の中においても、事業実施後の官民比較をサービスの質や効率性等でちゃんと比較評価しなさいと書いてありますので、そういった現実に実施した結果について比較をしながらサービスの向上を図っていこうと考えております。

実際にそういうやり方をやりますと、官側の方も直接比較されるものですから、サービスの中身、効率性、コストを含めて、なかなか官の方でも負けてはられないということで一生懸命取り組み、結果的にサービスの質の向上が図られるのではないかとということで、今回の法の目的を達成するためには、そういった形をお願いしたいと考えております。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、委員の方々から御質問、御意見等自

由にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

では、森委員どうぞ。

森委員 1点確認でございますけれども、今、局長さんがおっしゃいましたように、要するに後で官と民のどちらがいいかを比較をする。そうすると、例えば今回のモデルを含めてやられると、最初のキャリア交流プラザですと5か所ですか、これは民で競争するというお考えで、あとほかの10か所は従来どおり官がおやりになられる。それと5か所とをどうであったかということと比較するというお考えと理解してよろしいんですか。

鈴木職業安定局長 はい。入札の段階では、民間の方の企画の中身、それからコスト、そういった形で出していただいて、結果として落札された民間事業者と、現実に官の方がやっている事業、これを事後の結果を厳密に評価して、それでサービスの向上を図っていくということで、御指摘のとおりでございます。

森委員 その場合の評価というのは、例えば局長さんのところの第三者機関というところで官も民も同じ土俵で評価するという理解でよろしゅうございますか。

鈴木職業安定局長 評価自体、具体的にどういう形で評価というのは、もう少しこれからの議論があるんだろうと思いますが、やはり客観的な評価ができる仕組みというのが重要だろうと思っております。

生田職業安定局総務課長 若干補足させていただきますが、キャリア交流プラザにつきましては、今、委員が御指摘のように、事後的に官と民の実績を比較するというので、その場合には、第三者機関の評価を基本的に採用して対応するつもりです。第三者機関につきましては、民間の有識者の方に大量に入っていておりまして、公正な結果が出るのではないかと考えております。その上で、官の方で引くべきところは引くという判断が出てくるんだと思います。

森委員 ありがとうございます。

落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 ほとんど同じことなんですけど、1年間やってみて評価をするのか、評価のタイミングと、残りの7か所と8か所を競争させようという話だと思うんですが、どういうタイミングで評価して、どういうタイミングで7か所が全部に民になるのか、あるいは勝てば全部官になり得ることもあり得るわけです。それはどういうスケジュールになるんでしょうか。

鈴木職業安定局長 三つの中でやりますが、それぞれ期間が違うものですから、3年間と1年間でしたか。

榎谷委員 それぞれ違いますね。

鈴木職業安定局長 ですから、契約期間の中で具体的にどういう成果が上がったのかという評価になると思います。

生田職業安定局総務課長 まず、モデル事業としてやっているものと、本番事業としてやるものと整理して申し上げます。

まず、モデル事業でやっているものにつきましては、既に17年度の事業につきましては終了しているんですけども、ただ終了後、6か月間の就職状況というのを押さえた上で評価するというのがキャリア交流プラザの考え方でございます。

そうしますと、やはり10月、11月ぐらいに評価ができるタイミングが来ますので、それを踏まえた対応というのは一部あると思います。

本番事業につきましては、3年間の事業でございますが、形式的なことだけ言うと3年後ということもあり得るんですけども、それでは余りにもものんびりし過ぎていますので、やはり1年1年できちんと評価していったって、途中で実施状況から見て官を民に入れ替える、あるいは数を増やしていく方がいいのではないかと、そういう判断がいろいろ出てくると思いますので、それに応じて見直していくことは当然あると思っています。

ですから、3年末というのではなくて、少なくとも1年のタイミングでは見直すことだと思っています。

榎谷委員 そのときに、民の方はいろいろ開示されて競争入札で金額が決まるわけですね。官の7か所の分のコストも同時に開示されると考えてよろしいんですか。

生田職業安定局総務課長 官のコストも厳密に開示いたしまして、そうすることによって、事前に官の方も頑張る気になるので、それはきちんとやっていきたいと思っております。

落合委員長 ほかに御意見はございますでしょうか。

小幡委員 今回の公共サービス改革法も民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から見直して業務を選定するという話になってございますね。

有識者会議などで、前からいろいろお付き合いがございますが、要するにハローワーク関係というのは条約とかの関係で、ハローワーク本体はなかなか難しいので、今回人材銀行あるいはキャリア交流プラザ、求人開拓事業、これについては、民間でやれる事業として考えられるのではないかと御判断があって、勿論、規制改革・民間開放推進会議の方でも挙げられているのですが、そういう話になっているかと思えます。

そうすると、今、人材銀行であれば12か所あって、なぜ3か所だけやるのかという話なのですが、今回の御説明では、後でやってみて官がもともとやっていたところと比べればよいという話なのですが、そもそもいまかかえている業務の中で、民間がやれるものは民に委ねるべきではないかというところの発想からすると、12あるうちの三つの選択の趣旨がよくわからないのですが。まだそこは非常に危ないと思っていて、とりあえず3事業でしかできないということですか。

もし、そういうことであると、前回吉野委員の方からもありましたように、では官民競争入札で初めからやってみてもよいではないかという話になってくるわけですが、そこら辺の将来を見据えたところはどういう感触をお持ちなのかということですか。

先ほどのほかの委員の御質問も、今回、12のうち三つやって、そのあとの位で、ほかの9つをどうするという判断をするのか、もう少しその辺りを伺いたいのですが。三つ三

つ

生田職業安定局総務課長 まず、今回選びました三つの事業につきましては、委員がおっしゃいましたように、ILO条約の考え方ですとか、あるいは先ほど冒頭に申し上げました三つの業務を一体的にやることとの関係で問題がないんじゃないかということで選出したものでございます。

とりわけ、公設民営という御主張が当時の規制改革・民間開放推進会議でございまして、人材銀行だとか、キャリア交流プラザというのは一施設単体で出せるものですから、そういったものを選んで対象にしているということでございます。

ですから、民間に法的あるいは政策的にお願いできると考えられるものについては、今回出したということなんです。その場合の出し方として、国が直接やるという手法も当然あり得るんですけども、民に委ねることができる以上、テストしてみようということで、テストしてみるときに、最初からまるまる全部テストする手法もありますけれども、そうすると官と比較ができませんので、実績で官と比較することを通じて、民の方がよければ民の委託先を増やしていく考え方がいいんじゃないかというのが、そもそもこの考え方の前提になっていることです。

最初の3か所については、行政としてどこまで入札事務とかを対応していくかというときに、最初は3か所ぐらいかなという感じでございまして、絶対に3でなければならないという厳密な意味はございません。ですから、半分という考え方がまずあるんだと思うんですけども、12だと6という考え方もあるんでしょうか、今回、初めてスタートするので3ということで対応させていただきたいということでございます。ここについてはそういう感じでございます。

小幡委員 やってみた実績で比較したいというお気持ちが、強くおありなようですね。

生田職業安定局総務課長 そうですね。ハローワーク自体がセーフティネットとして実際に求職者の方に満足してもらい、安定的に働いていただかないといけないので、実際に企画書段階で、そういう就職を実現すると書くのは簡単なものですから、それではなかなか厳しいものがあるんじゃないかと考えています。

人材銀行は相当レベルが高い事業なんですけど、キャリア交流プラザ事業のモデル事業で入札事務をやってみますと、申し上げにくいんですけども、これで本当に大丈夫かなという業者の方が、紙だけだと落としてしまうという問題点もありまして、第三者機関の委員の方も、今、若干心配されているところもございます。こういうタイプの事業につきましては、結果の比較だけは絶対に欠かせないんだと私どもは思っております。勿論、入口での比較というのもあって悪いわけではないので、それは今後検討する余地はあると思っておりますが、結果の比較はとにかく絶対に必要だと思っております。

落合委員長 今の小幡委員の質問に関連しまして、人材銀行の場合は12か所ある。そのうち3か所を取り上げて、民がやった結果と官とを比較して、今後の対応を決めていこうという御方針であるというお話ですけども、そうすると、例えば人材銀行12か所につい

ては、ILO条約上の問題も一応ないだろうということです。

そうしますと、最初から12か所全部について、言わば民の出方を見て後で比較しましょうというのではなくて、最初から民も官もそこで競争してみましようというのも一つの選択肢としてはあるんであろう。その選択肢が取られずに、12か所すべてというのではなくて、3か所を選んでやりましようという、今、御説明があったような方向になった大きな原因ですが、この辺りはどういうことになるのでしょうか。

生田職業安定局総務課長 人材銀行については、セーフティーネットとして多くの求職者の方に仕事に就いていただくための支援をしていますけれども、その実績といたしますが、効果が結果として上がらない場合は、私ども行政としての責任を問われるわけでございます。その場合に最初から全部というのは、なかなか厳しいものがあるんじゃないかと思っております。

入口の入札ですと、先ほど申し上げましたように、企画書の評価になりますので、企画書の評価がどこまで厳密にできるかという問題点についても、私どもははっきり言って自信がないのが現状でございますので、やはり実際に試してみたところで、結果として民の方がサービスがいいんだということが出れば、これは自信を持ってお願いできるので、その段階でお願いしていくのが正しいんじゃないかという考え方です。

ですから、セーフティーネットとしての責任をきちんと果たしていく上で、官民の最初の企画書の評価だけではなかなか厳しいものがあるという心配がモデル事業の実施の過程であったということが原因でございます。

落合委員長 わかりました。そうすると、官民競争入札する、あるいは民間入札させていずれも民が入札した場合に、民のやり方に非常に問題があるというときについては、公共サービス改革法においては、民のやり方について行政機関等が監督を行うし、場合によっては解約という手段まで用意しているということは、言い換えますと、そのような事態に対して法律上の対応を用意しているわけなんです。

したがって、もし心配だということだけが官民競争入札をしない理由だとすると、非常に官民競争入札が行われにくくなりますし、公共サービス改革法は、むしろそういう民に任せられた場合のリスクがあるから、最終的には解約という手段をもってそうした問題点に対応しようとしているということです。

言い換えれば、民がやれるかもしれないところには、とにかくやらせてみようという趣旨というものも法律の中には含まれているのではなからうか。そういう法の精神を考えれば、もう少し積極的な策というものも要求されることになりはしないかと思えます。

今の御説明ですと、ほかの行政機関等も同じ論理で、まずは民間が先行してやった上で、後は比較しますということですが、官民競争入札そのものが、まずはおよそ最初は行われないことになりかねないのであり、そうすると、それは非常に公共サービス法の趣旨に反することになります。

したがって、それにもかかわらず、職業安定局の方でこういうやり方でやるということ

については、特段の理由の御説明がありますと、私どももなるほどということになるんですけども、その辺のところはもう一つ腑に落ちない部分がないわけではないということ、その辺のところがあれば御説明いただければというのが、恐らく各委員の共通の気持ちではないかなと思います。

鈴木職業安定局長 今、現実にモデル事業でやっているものですから、そこら辺の問題点を含めて申し上げたんです。

ただ、どちらにしても、官民比較を厳密な意味でやるためには、やはり現実にどういった成果が生まれたのか、コストを含めた効率性はどうかというのを厳密に比較することが重要だろうと思います。

そうすると、それは実際の結果で評価しないと、なかなか厳密に比較できない。そういった同一時点で比較することによって官の方も一生懸命頑張る。その結果、サービスの向上をお互いに図れるという効果がありますので、若干モデル事業で、今まで心配だった点というのはあることはあるんですが、そうしたサービスの向上という観点から考えますと、同じ時点で官と民が具体的な事業で競争しながら向上を図っていくというのが一番効果上がるんだらうと考えておまして、そういう観点からお願いしたいと考えております。

落合委員長 ほかにいろいろ御意見があろうかと思えますけれども、予定の時間を若干超過しましたので、以上の御説明だったということとして伺って、終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

(厚生労働省職業安定局関係者退室)

落合委員長 それでは、委員会を更に続けたいと思えますけれども、次の議題は基本方針の案につきまして、各府省との調整結果について御確認をいただきたいということですが、これにつきましても事務局から御説明をお願いいたします。

堀内企画官 それでは、御説明させていただきます。お陰様で、昨日をもちまして各省庁との事前協議は実質的に終了しております。本日の厚生労働省のヒアリング分、あと国立大学法人については、それぞれ個別に対応を検討しなければいけないということで、若干遅れている部分もございますが、基本的には今回御了承いただければ、この案で官邸、与党等の根回しを行っていきたいと考えております。以下、変更点を中心に御説明させていただきます。

まず4ページ、国の行政機関等と書いてありますが、前回御説明しましたように、会計検査院から修正意見が来ておりますので、国の行政機関等と法律の定義に基づいた書きぶりにしております。

併せて、官という主語があったわけですが、これについても意味が不明確であるという意見もございましたので、国の行政機関等という修正をさせていただいております。

5ページの「会計法令」のところ、(会計規程等を含む)と書いてありますが、これにつきましては文部科学省から、独立行政法人や国立大学法人については、会計法令

は適用されないという意見でしたので、会計規程等を含むという形で入念的に書かせていただいております。

32行目でございますが、 が消えて という形になっておりますが、これについては、厚生労働省から民間委託が前提であるので、官が入札に参加する意向を有しているか否かという の観点は関係ないのではないかとということで、 までにしております。

8ページの33行目あたりでございますが「監理委員会は、当該行政機関等が契約を解除した日付及び相手方の民間事業者を他の行政機関等が把握することができるよう、当該行政機関等と連携し必要な措置を講ずるものとする」と書いてありますが、これは契約解除の際の情報の共有について文部科学省から御指摘がありましたので、それを盛り込んでおります。

9ページの25行目、26行目あたりでございますが「契約等に基づき」ということが書いております。これにつきましては、民間事業者自身が実施状況を公表するわけですが、特定の省庁のモデル事業で民間事業者が誤った数値を公表しているケースがあるということで、野放しというよりは、ある程度官が関与しながら公表するというように修正してほしいということで、「契約等に基づき」という言葉を入れさせていただいております。

12ページの19行目で「ことを原則とする」という形にしております。これについては、実施期間終了の後の評価の話でございますが、単年度契約の場合ですと、1年しか事業実施期間がございませんので、その中で年度の途中から評価という話になると、事業をスタートして、すぐまた評価かという問題もありますので、そこは業務の実態に応じて単年度契約の場合については、実施期間を終了した後で評価することも排除しないということをして「原則とする」という形で書かせていただいております。

本文については、それ以外は形式的な修文でございます。

実施要項のガイドラインにつきましても、文言の適正化ですので、説明は省略させていただきます。

次に別表の扱いでございます。社会保険庁関連業務でございますが、まず各別表に共通する事柄でございますが、原則として次の内容により民間競争入札を実施するという形で、原則としてという言葉を書かせていただいております。これにつきましては、別表についてはできるだけ入札の内容について具体的に記載したいということで書かせていただいておりますが、他方で実際にやむを得ない事情で変更した場合に、再度閣議決定がまた必要になるのかどうかという論点があるのと、あと基本的に入札の内容の細部については予算措置でセットされるというのが、政府のノウハウでございます。まだ概算要求前で予算の結論が出る前でございますので、そういったことも考慮してすべて一律に原則としてという言葉を入れさせていただいております。

それから、入札等の実施予定時期のところでございますが、入札公告しという「公告」という言葉を書いております。従前、入札を実施しと書いておりましたが、入札の実施を

いつの時点でとらえるかということで、公告の段階、あるいは札入れの段階かということで、不明確であるということでこれを明確化しようということで検討したわけですが、実施要項の策定の時期とほぼ一致するというのと、あと民間事業者の準備ということで考えれば、公告の時期を明確にしておいた方がいいだろうということで、公告の時期にそろえることにさせていただいております。

国民年金保険料収納事業特有の問題ですが、20年度以降の対象範囲の拡大措置のところでございますが、官民競争入札又は民間競争入札を対象とすると書いていたわけですが、これは純減計画の中に位置づけられているということで、今後、今の業務範囲を前提とする限り、官民競争入札は将来的にも想定し難いということで落としてほしいということ、大臣まで挙げた上での御意見ということですが、これについては今の業務の範囲を前提とするという前提に立った上であるならば、やむを得ないということで、削らせていただいております。

ハローワーク関連業務でございますが、これについては官民競争入札か民間競争入札かということで検討していただいたわけですが、今、厚生労働省から説明があったわけですが、もし御了解をいただけるようでありましたら、民間競争入札ということで19年度はやらせていただければと考えております。

先ほどの説明では触れておりませんでした、実際の業務においては非常勤職員がやっているものとか、定員削減の対象になっているものとか、スケジュール的にタイトなものとかいろいろあって、民間競争入札でやむを得ない事情もあるようでございますので、もし御了解いただきましたら、19年度については民間競争入札ということで整理させていただければありがたいと考えております。

統計につきましては、前回御確認していただいたものをそのまま盛り込ませていただいております。

登記についてですが、いろいろ細かくありますが表現の適正化のほかに2番目の計画の策定期間について18年中を19年8月までということで書かせていただいております。これにつきましては、法の特例については通常国会提出を念頭にということで、18年中に結論を得るけれども、それ以外の細かい内容につきましては、予算要求との関連もあるので19年8月まで延ばさせていただきたいという御要望でございます。

20年度以降の在り方につきましては、19年8月段階までには具体的にはなかなか定まらないということですので、20年以降の話についてはおおまかな方向性を出すということで、「平成20年度以降の事業における対象範囲等の拡大措置」ということで、特書きして、方向性を書かせていただくという形で整理させていただいております。

独立行政法人等の業務についても、同じでございます。

最後、その他のところで、新たに国立大学法人の扱いについて書かせていただいております。これにつきましては、国会の附帯決議の内容であるわけですが、一部の特定の省庁に関する事項であるので、政府全体に関わる事項について記述している本文に書

くのはどうかということで調整してまいったわけですが、多数の国立大学から個別に意見・要望が出てきておりますので、それも踏まえまして、全体の本文で書くのはなかなか難しいけれども、こういった形で書くのはやむを得ないのではないかとということで、もしこれで御了解いただければ、これで文部科学省との調整を終了させたいと考えております。

説明は以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 国立大学法人なのですが、この文章を読んでいて私ども民間人には読みづらいところがありまして、「法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応する」ということは、どういうことを想定して、要するにやるなという話なのか、やれという話なのか、特性に配慮しということなんだろうけれども、どういうふうに読めばいいのでしょうか。

堀内企画官 やる場合には、慎重かつ適切にやるということです。

榎谷委員 それはどこだって慎重かつ適切にやらなければいけないので、わざわざここでなぜ書かなければいけないのか、よく理解できるようできない。特性に配慮してというのは、確かにあるのでそのとおりだと思うんですが、「法に規定する手続に従い、慎重かつ適切に対応する」とまで書かれているのは、どういうことなのかよくわからないので、これだと我々はやってはいかぬみたいなイメージを持ってしまうんです。余り触ってはいかぬというイメージがあるんですが、そういうことではないですか。

河事務局長 国会の審議の際に、この間御説明させていただいたように附帯決議が付いております。今、榎谷委員おっしゃったように、「慎重かつ適切に」というのは、別にこれに限ったものではないのではないかと議論もありましたが、ほかのものとの比較においてではなくて、これについて慎重かつ適切に対応するということが附帯決議を付けるというのが国会の御意志でありました。

ですから、今おっしゃったように、この結果やらないということでもないし、この結果積極的にやるということでもなくて、国会の意志として残しておきたいというお話でありました。字句どおりの意味で、これについてはこういう考え方でやるようにという御指示があったということです。以上のものでも以下のものでもないというのが附帯決議の趣旨でございます。

落合委員長 ほかにございますか。森委員、どうぞ。

森委員 先ほど委員長さんのお話にもございましたように、何かだんだん、本当なら官民競争という観点がある面ではいろんな意味で明らかになってくるということが、ある面では民間競争入札を原則としてということで、何かこじんまりしてきてしまったような、実はもう皆さん方も各新聞の論説等を拝見しても、相当この「市場化テスト」に関しては大きな期待がある。そういう中で、先ほどの厚労省の方と委員長さんがおっしゃったこと

からいっても、やはり法の趣旨というものが何となくはっきりしなくなってくるという懸念がある。

私はやはり原則としてということになると、原則としてなら官民競争入札が本来ではないかと率直に感じました。

堀内企画官 この原則としてというのは、ポツが入っておりませんで、原則として次の内容によりということになっておりまして、小役人的で恐縮でございますが、入札等の実施予定時期ですとか、契約期間ですとか、対象事業所の数とか、所在地とか、そういったぶれがあるものについてということで、その下の入札を実施するということにはかからないという整理で原則としてというのを書かせていただいているのが趣旨でございます。

落合委員長 それに関連しまして、民間競争入札と官民競争入札との関連で、先ほどの職業安定局のご説明を文字どおり受け取りますと、言わば民が最初にやって、その成果を見極めつつ、今度は官が出るかどうかを決めるという戦略を取るんだというように聞こえたんですけども、そうではなくて官も自信があるのであれば、最初から民と競争してみる。どちらが勝つかをやろうというのが本来的な改革法の趣旨ではないかとも思いますので、そこはまさに森委員が言われた点と同じだと思います。

そうだとすると、このハローワーク関連業務のところにつきましては、それについてただいま事務局の方からの説明には、今の厚労省の説明には必ずしもなかった部分も付加されているように思ったのですが、結局こういう付表にしたという、あるいは付表に挙がっているような形にするのが妥当であるという理由、厚労省の説明はたったいま聞いたのですが、それ以外に何かあるという感じなんでしょうか。つまり、この別表に挙がってくる理由として、ただいまの厚労省の説明だけからだと、当然に民間競争入札はしないで、国民に行くという形になるのかどうかもう一つはっきりしないような感じもするんですが、その辺に関してはどうですか。

櫻井参事官 私どもも厚労省の思いを即断できないところはあるのですが、前回の議論、今回の議論を含めて、今年どうするかという話と、来年度以降の話は切り離して考えた方がいいかと思っております。今年について率直に言うと、時間との関係があるかと思えます。予算要求等の締め切りが8月一杯ですので、それまでに入札結果が出ていなければいけないということになりますと、少なくとも今年について言えば、時間との関係で官民競争入札を今からやるというのはかなり難しいかなと、厚労省は言っておりませんでしたけれども、一つあるだろうと思っております。

来年度以降どうするかというのは、別途の議論があると思えます。ただ、私ども事務局としても、官民で事前に競争するのも競争ですし、官と民が並列しながら当面、その間で切磋琢磨するのも競争ではあると思っておりますので、必ずしも初めに入札で競争しないと競争ではないという理解ではありません。並存することによって、お互いに切磋琢磨するという競争もあっていいのではないかとということも事務局としては感じております。

ちなみに、ハローワークを見ていただくとわかりますけれども、来年以降のところは、

「官民競争入札又は民間競争入札」と書かせていただいております。今年度については民間と書かせていただいておりますけれども、来年度以降のところについては、「又は」ということでつないでおりますので、ここについてはまた今後御議論をいただく余地があるというふうに理解しております。

落合委員長 ほかに御意見ございますか。小幡委員、どうぞ。

小幡委員 公共サービス改革法自身が官民競争入札と民間競争入札と並べておりますので、官民も大事なのだろうと私も思いますが、ただ一方で小さな政府とか、公務員で余りかかえこまない、できるだけ民間がやれることは民間にということと考えますと、民間でやれるという決断ができたものについては、あえて官民にしないということは、選択としてはあるようには思います。ただ、さきほどの厚労省の御説明では、そもそも民間に委ねたら大丈夫かどうかわからない、サービスの質がわからないと、余りそう言われますと引っかかるのですが、民間競争入札は、入口だけで、企画書だけではわからないという話ではなくて、委員長おっしゃったように契約という仕組みの中で、サービスの質も当然確保できるはずなのです。そう正面から言われてしまうと、では官民競争入札でと言いたくなってしまうというところがあります。

そのような説明ではなくて、今回時間もないので、技術的な限界もあって、とりあえず3か所しかできませんと。あとは順々にやっていくというご説明であれば、比較的受け入れやすかったのですが。

河事務局長 前回、時間のことをおっしゃっていたので、今回は時間の話はあえて省略されたんだろうと思います。

あと、森委員のおっしゃった文章の「原則として」というのは、堀内が先ほど説明したとおりですけれども、文章のかかり方の問題として誤解を招くかもしれませんので、事務局として預からせていただきます。趣旨は先ほど堀内が言ったとおりでございます。

落合委員長 ほかに、どうぞ。

樫谷委員 ハローワークの関係で、20年以降の拡大措置について、最後の方に対象の拡大を更に検討するという表現なんですけど、これはもう15か所のうちの8か所やっているわけですね。ほかのところも同じような状況なのに、どうして全面的にできないのか、モデルでやっていて、それも増やしていると、それを3年もやっているわけですから、そうすると全面的にやっていいと思うんですが、これは更に拡大を検討する。拡大するのではなくて、検討するになっているんですが、これはどういうことなのか、むしろ全面的に対象にするという趣旨にするべきではないかと私は思うのですが、いかがでしょうか。

落合委員長 事務局の方で、今の点どうぞ。

堀内企画官 これにつきましては、今モデル事業の評価が終わっていないということが1点。

あともう一つは、3か年計画の書き方が、法に基づく事業を実施しなさいと、その法に基づく事業を実施した、その成果を踏まえて民間がやっているものと官がやっている事業

を比較して、対象の拡大を更に検討してくださいというふうに書いておりますので、現時点では3か年計画で書いてあるとおりの書きぶりにさせていただいております。

今後、20年度以降の措置については、毎年度見直していくプロセスの中で、法に基づく事業の実施状況を見ながら、これについての書きぶりをより具体的なものにしていくとか、入札の対象の事業所の数を増やしていくとか、そういった対応を考えております。

河事務局長 今の堀内の説明と重なるんですけども、この閣議決定の個票の部分というのは、実は二つのことを書いております。

一つは、まさに実施要項をつくる前段回としての基本方針に必ず乗せておかなければいけないもの、これは法律上そこをきちんと乗せておかなければ次のステップに行かないというものです。簡単に言えば今年、あるいは来年にやることを明確にするものはきちんと書かなければいけない。

一方、将来、あるいは今後、逐次こういうことをやっていくんだというベクトルの方向を明らかにする。ベクトルの方向は明らかになっているけれども、明確に決めてないものを書くというものです。今、先生おっしゃったように書かないという方法も一つあるし、書くという方法もあると思うんですけども、ベクトルの方向を明らかにするということから言えば、書いておいた方がいいのではないかと、私どもは考えているわけでありまして。

勿論、決まったことだけ書けばいいのではないかと。あとは全く白紙だという扱いもあると思いますが、また一方においてベクトルの方向を書いておかないと、これで打ち止めなんですと、ここから先はやらないという閣議決定したというふうに評価されるのも本意ではないと。

そうすると、ベクトルの方向として、こちらの方に進むんだけれども、今そこまでは明確には決めてないということ、どういう書き方にするかということだろうと思います。

いずれにしても、ここに書いておけば次のステップに行くときには当然これについて検討対象になるということが明らかですから、まさに先生たちの前で、この検討の結果がどうであるかというのは、当然言っていただかなければいけないという前提であるとすれば、ベクトルの方向を書いておく方がいいのではないかと思います。

榎谷委員 よくわかるんですが、拡大しないと思うんですが、ちょっと意地悪な見方もわかりませんが、国家公務員の減量で、削減しなければいけないから、それに合わせて要らないものについて、やりたくないものについて結局民間競争入札になるのではないかと懸念があるので、これはもう拡大するということをはっきりうたうなり、全面的に入れるとか、勿論弊害がなければということだと思うんですけども、弊害がなければ早急に官民競争入札を導入するというふうに入れるべきではないかと思います。弊害があればやっちはいけないということは当然ですけども、国家公務員の減量の都合で入札のタイミングが決まるというのもおかしな話で、それは論理が違う話ですから、そういうふうについて、私はあちらの方の委員もしているし、ほかの先生方もそうなんです、そういう見方をしてしまうので、そうではないと、やはりやるならちゃんと勝負してください

と。そんな都合でやるのではなくて、ちゃんとした勝負をしてくださいというのが、私などの考え方ですので、それがわかるように、つまりそちらの論理でやらないでくださいということです。

落合委員長 逢見委員、どうぞ。

逢見委員 これは、サービスを受ける国民の側から見て、特に雇用関連の部分については、地域性とか、職種とか、いろいろなものがあるわけです。例えば、人材銀行について言うと、専門職とか、管理職のホワイトカラーが対象になるわけですが、そういう人たちが次の仕事を探しているときに、自力で探せる人、縁故で探せる人はいいいんですけれども、そうではない人に対しては仕事を紹介する必要があります。この場合、ここでも随分議論になっている、サービスの質が維持されるかどうかの評価は、非常に重要だと思いますが、なかなか定量的にはかることが難しい。そうすると、やはり評価ということについてもいろいろなノウハウを積み重ねつつ、よりよいサービスの質が維持され、かつ民間の活力が生かされるものについては民間に転換していくということですから、最初から一気に拡大ありきという結論を出すこともまた、果たしてどうなのかと感じております。やはり評価しつつ前進していく、拡大していくことが方向としてはいいのではないかと考えております。

榎谷委員 そのとおりというところもあるんですが、これが民間競争入札だったら、いきなり全部に広げるのはどうかと思うんですけれども、官が入るわけですから、官が入る場合には別にそういうことにはならない。つまり今までやっていた方が、そのノウハウを持ってやるわけですから、官が勝てばいいわけです。負ける可能性があるからそういうことになるんだと思うんです。勝てば全く問題ないので、官民であればそれほど弊害がない。ただし、民しかできないとなったときには、民といってもいろいろな業者の方がいらっしゃるでしょうから、そういう御心配事があるので、いろいろなノウハウを積み重ねながらということになるんでしょうけれども、確かに質がなかなか測定しづらいという問題はあっても、私は官が管理すれば、そんなに問題は出ないのかと思っています。

それから、民もそんなおかしなところはないとは言いませんが、基本的には官以上の成果を出せるのではないかと考えておりますので、いきなり全部というのは確かに言い過ぎかも知れませんが、早急に拡大するという観点をどこかに入れておいていただきたいと思っております。

落合委員長 ほかに御意見ございますか。

それでは、今、御議論いただいたことを十分考慮しつつ、事務局の方でこの基本方針で調整手続を進めてもらうことにしたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。なお、政府・与党手続において調整する必要が仮に生じた場合、委員に個別にその事情については報告しつつ対応したいと思っておりますけれども、その取扱いについては基本的に委員長に一任ということにさせて

いただいでよろしゅうございますでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

続きまして、コスト計算ガイドライン案につきまして、事務局の方から御説明をお願いいたします。

堀内企画官 コストガイドラインについて御説明させていただきます。今回は案文という形ではなく、論点として示す形にさせていただきます。これにつきましては、案文を作成するに当たって論点についての結論が異なりますと違うものができてしまいますので、まずは論点という形で示して、皆様方の意見を踏まえて案文を作成しまして、次回お示ししたいと考えております。

論点でございますが、大きく二つございます。

一つは、官民競争入札の場合も民間競争入札の場合も対象になるわけでございますが、実施要項におきまして、従来の実施に要した経費を開示することになっております。その経費の開示の在り方です。

もう一つは、実際に官民競争入札をやる場合における官民間の入札額の比較の問題ということでございます。

まず、実施要項における従来の実施に要した経費の開示、経費情報の開示について御説明させていただきます。

検討に当たって考慮していただきたい点を「検討の視点」として書かせていただいております。

まず情報開示の目的との整合性でございます。対象公共サービスの従来の実施状況に関する情報を実施要項で開示するというのが、法律において定められておりますが、その中に従来の実施に要した経費も含まれているわけでございます。情報の開示を求める主たる理由は、入札参加者がサービスの質の維持向上及び経費の削減につながるような提案を行うことを可能にすることにあるということで、実施要項のガイドラインに書かせていただいております。これが、まず主たる目的であると。

ただし、副次的なねらいとして、国民に対する説明責任と、事業主体である国が事業の費用対効果を把握して、事業運営の効率的・適正化に活用するという二つがある。

経費情報の開示の在り方につきましては、情報開示の目的を踏まえて検討することが基本であるということ。

2番目でございますが、公会計につきましては、現金主義に基づく予算決算制度に基づき、歳出の管理・開示が行われておりますので、そういった公会計の実務の現状を踏まえて実務的な観点からの検討をお願いしたい点です。

3番目でございますが、次の論点とも関わりますが、経費情報の開示と入札価格の調整との関係について考え方を整理する必要があるということでございます。

なお、下のところの1で注書きを書かせていただいておりますが、独立行政法人につき

ましては、企業会計原則に近い会計制度を既に採用しておりますので、この扱いについてはまた別途の議論が必要であるということで、今回は国の行政機関に関する情報開示を念頭につくらせていただいております。

次に、実際に経費情報の開示における論点と検討の方向性でございますが、大きく二つの軸が考えられると思っております。

一つは、経費の認識の方法で、これにつきましては、現金主義により認識するのか、あるいは発生主義により認識するのか。

次に経費の算定範囲につきましては、直接部門、この定義は難しいわけでございますが、ここでは一応委託の範囲という形で定義させていただいております。それで直接部門のみにするのか、あるいは直接部門に同部門を管理支援する部門、いわゆる間接部門を加えた範囲とするのか。この二つの軸がございます。この軸を横軸と縦軸でケース分けすると、四つのパターンが考えられるのではないかと整理させていただきました。

結論から言いますと、基本的にはAを開示するとともにDについても併せて開示してはどうかということをご提案させていただいております。その理由につきましては、Aについては予算に裏づけられた情報であること。官民競争入札の場合の官の入札額の構成費目に合致すること。Dにつきましては、企業会計における費用算定の考え方を踏まえていること。国においても省庁別の財務書類において、発生主義に基づく情報開示も一定の範囲で行われていること。民間企業の入札額の構成費目に合致すること。こういうことで、AとDを併せて開示するということが開示の基本的な方向として打ち出させていただいておりますが、実務上の課題が十分に把握されていない面もございますので、更に検討を深めたいというふうに考えております。

具体的に開示の対象となる費目の扱いでございます。まず、Aの場合でございますが、経費の対象となる費目について、人件費（給料）、物件費（減価償却の対象となる資産の取得経費を除く）、委託費等（委託費、旅費、謝金など）でございますが、この扱いについては、その算定範囲は別問題といたしまして、Aの場合であっても、Dの場合であっても、これは経費算定の対象となるということで、大きな取扱いの際はないものと考えております。

議論が分かれ得るものとして、まず第1として退職手当の扱いでございます。退職手当の扱いにつきましては、現金主義に基づく場合には、開示を義務づける必要はなく、開示する場合においても他の経費と明確に区分して開示することが適切ではないかと考えております。

その理由といたしまして、国の退職手当は退職時点において一括して支出されるため、現金主義の下では退職者の多い、少ないによって、年度により経費が大きく変動していること。

官民競争入札における官の入札額の構成には退職手当は入らないということでございます。

次に固定資産の取得経費の扱いでございます。この場合は、委託費の対象となる固定資産の場合と、委託費の対象とならない固定資産の場合でケース分けをしております。

委託費の対象となる固定資産の例といたしましては、委託契約においてパソコンの購入を事業者等に求める場合における、官が過去に購入したパソコンの購入費などが考えられるわけでございます。これについては、現金主義の下では経費が年度ごとに大きく変動する可能性があるわけでございますが、委託費の構成の中に含まれているということを考えますと、他の経費とは明確に区分した上で開示することが適切ではないかと考えております。

次に委託費の対象とならない固定資産の場合ですが、公設民営の場合の建物の建築費については、費用として認識されないこともございますので、開示を義務づける必要は特段ないのではないかと。ただし、開示する場合にはきちんと区分して開示してはどうかと考えております。

次に、D、発生主義に基づく開示の場合の論点でございますが、退職給付の費用の扱いにつきましては、企業会計における退職給付費用に相当する経費を開示する必要があるのではないかと考えております。そのときには、開示の段階でございますので、粗々のものを出すということで省庁単位で1人当たりの退職給付費を算定し、対象公共サービスに従事している常勤職員数を乗ずるという形で推計してはどうかと考えております。

4ページの上段にいろいろ書いておりますが、よりきめ細かい算定方法がある場合にはそれにのっとっても構わないのではないかとということを書かせていただいております。

次に、減価償却費の扱いでございますが、委託費の対象となる固定資産、例えば委託費契約においてパソコンの購入を事業者側に求める場合における、官が過去に購入したパソコンの購入費でございますが、これは企業会計における減価償却費に相当する経費を開示する必要があるのではないかとということでございます。

これにつきましては「省庁別財務書類の作成について」に定められている算定方法ののっとって開示したらどうかということをご提案させていただきます。

次に、公設民営の場合等の建物の建築費など、委託費の対象とならない固定資産につきましては、情報開示の目的がそもそも入札参加者に対する入札の参考情報ということに照らし合わせますと、特に開示を義務づける必要はないのではないかと考えております。

次に、経費算定の対象となる間接部門の範囲でございますが、これについてはすべての部門を参入するという考え方もあり得ると思いますが、事務局としては二つの考え方があり得るのではないかと提案させていただきます。

一つは、直接部門の事業を支える部門を経費算定の対象となる間接部門と考えるというものでございます。

もう一つは、委託した場合に直接部門のほかに実際に経費が削減されると考えられる部門を経費算定の対象とする間接部門と考えるという案でございます。

案1につきましては、国の行政機関の業務につきましては、独立行政法人等が導入され

ているように、企画と執行は別の事業であるというふうに考えられます。具体的には、例えば新しい事業を始めるときに、その政策を考えて法律をつくり、予算要求をし、その実現のために国会等と所要の調整を講ずるといふ、官そのものの業務に係るような経費につきましては、具体の公共サービスの執行に係る経費と日常的にはそれほど関係は少ないだろうということで、間接部門に含めないというのも一つの考え方としてあり得るのではないかとこのことを提案させていただいております。

また、次の実務上の課題のところでございますが、別紙として1枚紙を付けさせていただいておりますが、国の行政組織というのはいろいろ階層的に下から上まである。下の対象公共サービスの範囲から、上の対象公共サービスを管理する部門ですとか、その上の地方の支分部局ですとか、その上に当たる本庁・本省等と階層的に構成されておりますので、上位階層のうち直接部門との関連が薄いものについては、経費算定の対象から除外することもあり得るのではないかとこのことをございまして。

例えば、社会保険庁の場合の上の厚生労働省というのは、社会保険庁の日常の業務について管理支援しているとも言い難いということで、算定から除外するということがあり得るのではないかとこのことを書かせていただいております。

二つ目の論点は、実際の官民競争入札の場合における官民間の入札額の比較でございます。これにつきましても、資料には書き忘れておりますが、法律に基づきまして9条2項5号ですとか、14条2項5号におきまして、評価基準その他落札者の決定に関する事項ということで、実施要項に定めることとされております。

官民間の比較は、公平な条件の下で行うべきでございまして、その競争条件の中立化のための適切な調整を行う必要があるということでございます。

入札額の具体的な官民間の具体的な相違点は、先ほどの経費の開示との論点とも密接に関連しますけれども、経費の算定範囲の相違、間接部門費の扱い、費用の認識方法の相違、退職費用、減価償却費の扱い、経済主体としての性格上の相違と書かせていただいておりますが、国でございまして、そもそも税金を払っていないですとか、保険に入っていないという問題がございます。

こういった相違点につきましても、入札額の評価の際、官の入札額に所要の額を加算し、所要の率を乗ずるなどの方法で調整する必要があるのではないかと考えられます。

調整の概要でございますが、間接部門の調整につきましては、先ほどの経費の開示の論点とも若干関わるわけでございますが、間接部門の経費については委託した場合に削減される経費と委託した場合でも削減されない経費にまず区分されるのではないかと。この点を踏まえまして、以下調整の考え方としては、二つの方法が考えられるのではないかとこのことです。

一つは、すべての間接部門費を官の入札価格に上乘せする場合、もう一つは、削減される経費のみを官の入札価格に上乘せする場合でございます。両案それぞれ合理性があるわけでございますが、本法律の趣旨が経費の削減を目的の一つに掲げていることを考えると、

二の方が合理的ではないかという形で整理させていただいております。

具体的に事務局として懸念しているケースでございますが、官の入札価格が1,000万円であり、間接部門費用のうち、実際に削減されるものが50万円、削減されないものが150万円、民の入札価格が1,150万円だとします。そうすると、1の調整方法による場合は、官の調整後の入札価格は1,200万円になるわけでございますが、民の入札価格が1,150万ということで民が落札する形になります。この場合、民が実施した場合のトータルの実際かかっている経費については、官の150万円分は削減されないこととなりますので、これを加算すると1,300万円の経費がかかったことになる。これについて、実際、官が実施した場合の1,200万円を上回ってしまう。こういったケースも想定されるということを考えると、が合理性があるのではないかと考えております。

次に、費用の認識方法の相違ということで、退職給付費用でございますが、この場合は開示の場合と異なりますので、よりきめ細かな調整方法が必要ではないかということで、実際に配置が予定される個々の人員に要する退職給付費用を推計し調整してはどうかと考えております。

ただし、予定される人員が不明である場合には、現状の人員で積算する。あるいは、上記いずれの方法にもよらない場合には、過去の実績に基づく計数を用いることも認められるということを考えてはどうかということでございます。

次に、減価償却費でございますが、委託の内容に固定資産の取得が含まれているが、契約条件において委託契約の終了時に当該固定資産を官に返却することとなっている場合には、減価償却費の調整は行わないということでございます。具体的には例えば5年間で100万円のものを実際には3年間使用する場合に、残価として40万円が残るような場合でございますが、こういったものについて民から官に返却されるのであれば、支出は官側も民側も100万円ということで同じだということで、特段の調整は行わなくてもいいのではないかと考えてございます。

後段の方でございますが、当該委託の内容に固定資産の取得が含まれているが、契約条件において委託契約の終了時に当該固定資産を官に返却しないこととなっている等の場合には、所得費用と減価償却費の差額を調整する。具体的には、官の入札額に減価償却額を加え、固定資産の取得価格を減ずることにより行うことになっておりますが、具体的には、官に返却しないということになってしまうと、残価が40万円残ったものが民に残ることになりますので、官の支出額100万円と民の費用60万円の差が生じますので、それにつきましては、官の入札額に減価償却額たる60万円を加え、固定資産の取得額たる100万円を差し引き、残価40万円分を実質的に官のところから引いてあげる方法を取ったらどうかということであります。

ただし、実際には取得予定価格が不明でございますので、これにつきましては、過去の減価償却額とか取得価格を基礎として推計するなど、実務的には検討しなければいけない課題があるのではないかと考えております。

次に、租税公課でございますが、法人税につきましては、基本的に利益に係るものでございますので除かせていただいております。また、消費税につきましては、入札額とは別に事後的に調整するのが実務でございますので、これも除いております。基本的には、費用として民間で認識されるものということで、点線で囲まれているようなものについて調整の対象となり得るのではないかと。また、民間が負担する税金については、国・地方を通じますと、最終的には国庫の歳入というふうに位置づけることもできますので、税金分について官の入札額に加算して調整してあげることも合理的ではないかと考えられるわけでございます。

しかし、官の場合には資本、付加価値、課税標準といった概念がないために、民間企業と同様の手法による金額算定は困難であるということでございます。ただし、法人企業統計調査に基づいて、租税公課の全費用に対する割合を算定する。これはサービス業でございますが0.8%ということ、かなり低い率でございますので、人件費などに対する退職手当の割合と比較すると、かなり低い率でございますので、調整対象から除外するというのも一つ考えられるのではないかと。ということ。

次に、保険料でございますが、保険につきましては実施要項のガイドラインにおきまして、業務の内容によっては加入を義務づけてもよいのではないかと議論も行われましたので、そういったものについては発注者としての官が見積った保険料を調整額としてはどうか。

他方、加入が義務づけられていないものにつきましても、任意自動車保険などのように、民が一般的に加入している保険については、事業の内容によって調整額として検討することもあり得るのではないかと。ということで整理をさせていただきます。

説明は以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。これは、本日御議論いただいて、更に次回においても御議論いただくということですので、本日はむしろ論点を出す形で、その論点ごとに委員のお考えを伺おうという趣旨であります。

問題としては、開示の問題と官民間の入札額の比較についての二つの問題があるかと思っております。まず最初に、今の説明でわかりにくかった部分がありましたら、それについて出していただいて、今の説明を各委員全員理解したということが確認できた場合は、更に論点ごとの論点という2段階で進めたいと思っておりますので、まず今の説明とこのペーパーに関して質問があるという部分がありましたらお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

森委員、どうぞ。

森委員 一つ教えていただきたいんですけども、17年度のモデル事業で入札が行われました。先般、社会保険事務所とか、ああいうものは今、説明された、このような論点である面に入札が行われたと理解してよろしいですか。

堀内企画官 やっておりません。AとDという形で出してありますが、言わばAの考え

方でやっております。

森委員 Aの考え方ですか。わかりました。

落合委員長 ほかに、そういう意味で事実のレベルでの御質問ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、今度は各論点について、考え方が複数示されている部分がありますので、それぞれにつきまして御意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

小林委員 経費情報の開示の2ページ目の(1)の論点のところなんですけれども、このAとDの考え方ということで、経費情報を開示するに当たって、やはりサービス水準と切り離して考えることはできないと思うんです。だから、100のサービスを提供するのにどのぐらい、サービス量と経費の関係をどういうふうに考えるのかということの中で、単純に経費が幾らかかったかということだけではだめなような気がするんですけれども、その辺はいかがですか。

落合委員長 事務局、お願いします。

堀内企画官 まさに経費だけを開示してもしようがなく、サービスの水準と合わせた経費の考え方、パフォーマンスを踏まえた経費の開示を考えなければいけないという御指摘はごもっともだと思いますが、これにつきましては1ページ目の最初のところでございますが、公共サービスの従来の実施状況に関する情報ということで、従来の実施に要した経費と併せて、従来の実施における目標の達成度というものを開示することにしております。

ですので、経費としましては実際にかかった経費ですとか、発生主義に換算した経費という形になってしまうわけですが、併せて本来国の公共サービスとして求められるべき、目指すべき水準と、それに照らし合わせて官が今実際にできていることについても、併せて実施要項で開示されることになろうかと思えます。

まさにそのときに開示されたものを見て、費用対効果をどう評価するのかという話と、それぞれ入札する民間事業者が自ら創意工夫することによって、その費用対効果をどうよりよいものにするのかということをお案した上で入札していただく形になろうかと思えます。

そのときの費用対効果を按分した上での経費算定の在り方については、今の日本の会計実務の中では採用されておられませんので、なかなか難しいのではないかと考えております。

落合委員長 逢見委員、どうぞ。

逢見委員 開示のところ、人件費が出てくるわけですが、公共サービスといったときに、官と民のサービスの発想の違いみたいなものがあって、官の方は基本的には安定的・継続的にサービスを提供するものであると思います。一方、民の方は業務の繁閑に応じて人を動かすということがあるわけです。そうすると、例えば登記関連業務というものを取り出したときに、登記所にどれだけの人が来るかわからないし、季節的な変動もあ

るでしょう。この場合、官の発想でいくとお客さんが来ても来なくても、とにかく常時提供する体制は整えておくために人を置いておく。民の発想でいけば、業務の繁閑に応じて人を増やしたり減らしたりすることになるので、人件費をどのような発想でとらえるかによって違ってくるのではないのでしょうか。官がやっていたときはこれだけの人件費でしたという開示はできると思うんですけれども、一体どのような形で人件費を置くのが適切かという、特にマンパワーをどれだけ置くかという部分については、どういうふうに考えればいいのか、情報開示と併せて、その後の落札にも影響すると思いますが、その辺はいかがでしょうか。

堀内企画官 実施体制の開示は実際官が要している人件費という形で開示されると思います。実際に入札するときに当たっての実施体制というものを、どう考えるかということですが、基本的には総合評価一般競争入札方式でございますので、価格と合わせて質の評価という形になると思いますが、そのときの評価の算定項目の中で、質の評価項目との関連で実施体制についての項目をいかに盛り込んでいくのか、その評価をどうやっていくのかという話ではないかと考えております。

落合委員長 よろしいですか。森委員、どうぞ。

森委員 今の逢見委員の御質問で、例えば窓口業務一つを取りましても、1週間なら1週間の間、あるいは一月なら一月の間でも、いわゆる波があるわけです。きっとそういうことの中で、どのようにそれを、例えば創意工夫をして効率的な人員配置をしていくか、そういうものによって、例えば極端なことを言いますと、お客さんの待ち時間、私どもです戸籍とか住民票を取る待ち時間をいかにして早くするか。そういうものが、先ほど小林先生がおっしゃったように、それも評価につながっていかないと、受けた事業者にとってはやりがいがないわけですね。ですから、一つの業務をどのように工夫して完結してやっていくかということは、ある面で勿論出す方もそういうことに対して積極的な開示をして、こういうものを求めるんだということがないと難しいのではないかと思います。

櫻井参事官 開示の話は過去の実績の話なので、これについてどういう工夫の余地があるかということ、ちょっと別の話で、小林委員からもおっしゃっていただきましたけれども、今までどういうコストをかけて、どの程度のことのできているのかということ、どう開示するかという議論をしたいと思っております。したがって、そこで出すときに、仮に安定性が確保されるから常時人を張り付けているのであれば、常時人を張り付けていることを前提に、幾らコストがかかったかを実績として開示していただくということを考えております。

将来のところについては、まさに官民であれば官の方も、民間であれば民間の方も、そのサービスの質を定義した上で、その質を提供する際に、さっきおっしゃったような安定性が要するのか、それとも変動性が高いのか、そこも含めて提案をしていただいて、提案の中で評価していただくということになりますので、過去の実績の話と将来の展望の話は分けて議論させていただいた方がいいかという感じはしております。

落合委員長 それはそのとおりで、確かに法律の規定も、従来の実施状況に関する情報の開示となっているので、そういう趣旨だと思いますけれども、ただ先ほど逢見委員が言われたように、例えば10人分の人件費が過去これこれかかったと、そういう情報が開示されたときに、何で10人を張り付けていたのかという理由ですね。そういう従来業務がいかなる発想、計画、あるいは考え方に基づいて、こういう費用になっていますという部分の開示もあると、よけい過去の実績をより正確に評価できる部分が出てくると思いますので、もし可能であればそういう点に関する過去の情報も併せて開示する方法を考えると、なお情報をよく評価し利用できるであろうということではないかと思えます。

櫻井参事官 そこはおっしゃるとおりだと思っておりまして、今日は経費だけに焦点を当てさせていただいているんですけれども、今、御指摘もありましたように、法律の中では、経費、人員、設備、施設、目的達成の程度、と書いてあるんですけれども、この全体の開示の中で今おっしゃったような趣旨をどう取り込めるかということは、ちょっと検討させていただきたいと思えます。

落合委員長 ほかに御意見ございますか。榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 例えば、人件費を見たときに、今、逢見委員がおっしゃったようなことは非常に大事だと思うんですが、それとは別に国家公務員の場合は年齢によって賃金が上がっていくという仕組みになっております。そうすると、この人件費を見ると、それぞれハローワークは場所が特定されているわけです。そうすると、だれが張り付いているかによって、つまり年齢の高い人が張り付いているか、あるいは低い人が張り付いているかによって当然実績が違ってくるわけです。これは、本当に実績だけ見ていいのかどうか、むしろ標準的なモデルのようなものでやった方がいい場合も出てくると思えますので、当然実績は出す必要があると思うんですが、それとは別に標準的な、モデル的なものもないとなかなか評価がしづらいと思えます。つまり単純に年齢の若い人を入れれば必ず勝てると。

櫻井参事官 過去の実績の評価ということではよろしいですね。

榎谷委員 だから、過去の実績も本当に実績だけでいいのかどうかというのも、ものによってはあるのではないかと思えます。つまりその延長で考えてしまいますので、あるのではないかと思えます。

櫻井参事官 おっしゃることはよくわかりまして、事業者の方にとって、この経費の開示にどのぐらいの意味があるのかを教えてくださいとありがたいと思っております。私どもがヒアリングしたときには、経費が幾らかかるというトータルの金額よりも、どういう能力の方が何人ぐらいいらっしゃるって、どういう仕事をしているのかというリアルな情報がないと、今までどういう仕事をされているのかわからない、自分たちも企画書を書けないという御指摘は結構いただいておりまして、この数字自体にどのぐらいの意味があるのか、別の言葉で言えばそういうことだと思います。幾らという標準のときも、基本的にはどういう方が働いておられるかが重要なのであって、それが大学生のアルバイトの方なのか、それとも相当経験豊かな方なのか、それによって5人と言われても5人の意味合い

が違うわけです。

それが事業者の方にとっては非常に重要な情報だと思うんですけども、それとの関連でコストを開示することが、どの程度の意味があって、したがってどの程度のコストの精密な開示が必要なのかというところが、私ども迷っております、これはコストだけ切り離してなるべく精密に技術的な可能性を勘案した中で可能なものを出そうと考えているんですけども、そもそも論としてコストというものを出すことの意味合いというのが、今、御指摘のところはそれに関わるのではないかと思うので、その辺りを教えていただければと思います。

榎谷委員 コストを出すとしたら、あくまでも過去のコストですね。過去はこうだったというだけの話で、当然官も民ももう一度全部見直すと思います。見直した段階で入札すると思うので、結果的には人員構成を考えた上で官も入札するでしょうし、民も勿論でしょう。あと業務量もケースによって、時間帯によって違うでしょうから、そういう情報がないと、どういう能力の人をどういうタイミングで張り付けていいのか、それもわからないでしょうから、そういう情報をきちっと出してあげないと、実際に見積りをしろと言ってもできない。ただ、10人張り付けておきなさいという契約であるならば10人でということになるんですけども、そうでは多分ないと思いますので、かなりいろんな情報、業務量の情報、それもトータルの情報だけではなくて、きめ細かな情報を出してあげないと、ほとんどが人の事業なんです。特にハローワークはほとんどそうだと思いますので、国家公務員の仕事もそういうものが多いと思いますので、どういう仕事の量が、どういうタイミングで、どう出ているんだということと人との関係を整理してあげないと入札ができないのではないかと思います。

落合委員長 小林委員、どうぞ。

小林委員 比較可能という意味では、つまり企業の方だとサービスの単位原価みたいなものが要ると思うんです。だから、実績で幾らかかりましたという、コストの算定範囲をどういうふうにするかというのは、また別の問題としてありますけれども、コストの算定範囲の中で、さっきハローワークの方で、例えば何万件とかという数字が出ておりましたけれども、それで割ってあげて単位原価を出してあげれば、企業の場合だったらどういうふうに行けるのかということはできるかと思うんです。

だから、単純に実績だけを出しても、それは余り有用な情報ではなくて、やはりサービス量との関係で単位原価を出してあげるような考え方の方がいいと思います。

例えば、間接部門費ということで、どこまで間接部門のコストとして算定するかという話で、委託した場合に削減される経費と、委託した場合でも削減されない経費というふうに分けておりますけれども、これは委託した場合に削減される経費というふうにカウントされるもの、だけどもっと経営努力をすれば削減できる部分もあるのではないかと思います。ですから、ここはAとBの範囲がすごくグレーで、コントロールできるコストなので、そうではないコストなのかということが見えてこないんです。

例えば、官の場合でもコストということを考えてこなかったですらないと思いますけれども、固定費とか変動費とかという、普通の民間企業で考えているような考え方が出てくればいいと思います。けれども、そこまで求めるのはちょっと厳しいものがあるでしょうし、だけれどもなるべくクリアーな形、比較可能な形にする努力はした方がいいと思います。

落合委員長 ほかに御意見ございますか。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 今日のハローワークで質問したことなのですが、民間で競争入札をいたしますと。一方、官は残ったものと民間でやったものと競争しますといったときに、民間の部分だけではなくて残った官の部分も情報開示しないといけないことになりますね。それについては、ここでは特別に触れているわけではないんですね。ああいう切り口がこれからどんどんあるのかもわかりませんが、確かにそういう官民の競争の中で、入札という競争もあるけれども、そうではなくて並行してやる競争もあるとおっしゃったと思うんですが、それはどうなんでしょうか。

櫻井参事官 ここでは、直接は考えておりませんでしたけれども、今日厚労省から御議論があって、厚労省はほかにも開示されるとおっしゃっておいりましたので、そうなれば、そのときにはこれが一つの参考資料になるだろうと思います。また、そういう形でやっていただかないとコストの比較ができませんので、ここで考えているような考え方をほかのところでもやっていただくという方向でお願いすることになると思います。

落合委員長 ほかに御意見ございますか。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 我々から見て競争入札をやって、特にコスト面で効果があったかなかったかを見たいということもあって、過去はどうだったのか。それから、入札した結果、これは官であろうと民であろうとどうなったのかということがわかるようにしないとイケないということだと思います。

そういう意味では、今の情報開示ということで、どの部分がどう下がったのかということがわかるような情報開示が必要ではないかと思っております。

そのときに、現金主義で出されたときに、官の方は現金主義で非常にわかりやすいのですが、民の方では現金主義といっても、それでまたもう一遍処理しないとイケないということになると思うので、どれだけ下がったかを見るときに、官と民と同じベースでやらなければいけないわけです。つまり最初の情報開示した現状の数字と同じベースで比較しないと、こちらは現金主義だけれども、こちらは発生主義だといったら、当然違ってくるので、その辺は民がやるとしたら、民に合わせたような情報も併せて開示しないと、本当に下がったのかどうかかわからないということになるのではないかと思います。それはどうなんでしょうか。

櫻井参事官 そういうことがございますのでDを出そうということ。Dのところは

まさに発生主義です。

榎谷委員 では、これを両方出そうということですね。

櫻井参事官 はい。AとDと両方出していただいたらどうかという考え方です。

榎谷委員 AとBではなくてですね。

櫻井参事官 AとDです。

榎谷委員 そうすると、Dの方は直接部門の部分と間接部門の部分と両方入ったものということですか。

櫻井参事官 はい。かつ発生主義で、これはある程度試算にならざるを得ませんけれども、試算してもらったものをAと合わせて出していただいたらどうかという趣旨です。

榎谷委員 そうすると、民との場合はDですか。

櫻井参事官 はい。民民との比較であればDがあります。さっき先生がおっしゃったように、官が過去やってきたものと比較しようと思ったら、多分Aでも比較ができるということになります。

榎谷委員 だから、両方出すということですね。

櫻井参事官 はい。

落合委員長 その理解は、さっきの堀内企画官の説明でもそういうことですか。

堀内企画官 はい。

落合委員長 ほかに、逢見委員、どうぞ。

逢見委員 官民間の入札額の比較で、税と保険料が入っておりますけれども、社会保険はどう考えるかという課題があると思うんです。例えば雇用保険は民間は加入していますが、公務員は加入していないということがあります。どこまで厳密に考えるかについては、公務員の共済と厚生年金では保険料率が違うということがあって、公平性を考慮するならば、やはりベースは合わせなければいけないと思うのですが、その辺はどういうふうに考えておりますか。

落合委員長 事務局、お願いします。

事務局 雇用保険に入っているか、入っていないかという話は、比較の方で条件を均一にするかどうかということで御議論いただきたいと思いますと考えております。

逢見委員 今の議論は全部ではなくて、前の方だけなんですか。

事務局 比較の話になりますと、比較の資料の一番最後のページをごらんいただきたいと思います。4ページの下半分の保険料というところで、ここには特に雇用保険について書いていないんですが、国で加入していない保険ということで、ここで競争条件の均一化に入れるかどうかということで検討させていただければと考えております。

櫻井参事官 余り具体的に考えていなかったのが率直なところなので、ちょっと検討させていただきます。

落合委員長 ほかに御意見ございますか。

それでは、また今日の議論も踏まえて、更に次回、このコスト計算ガイドラインについ

ては検討するというにしたいと思います。

そうしますと、本日の監理委員会はこれで終了ということになり、次回は9月1日10時から開始し、基本方針についての討議及び決定、コスト計算ガイドラインについての御議論をいただく予定だということです。

事務局の方から何か御連絡事項ありますか。

堀内企画官 特段ございません。

落合委員長 それでは、これで委員会は終了ということにいたします。